



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	はしがき
Author(s)	稗貫, 俊文
Citation	北大法学論集, 48(2), 168-170
Issue Date	1997-07-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15720">https://hdl.handle.net/2115/15720</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(2)_p168-170.pdf



資 私共は、国際共同研究「東アジア文化と近代法——日本と

韓国の比較研究を通して」(研究代表者・今井弘道)の分化学会、  
経済法班(研究代表者・厚谷襄児)に属して、日韓の独占禁止  
法制の比較研究をしている。経済法班の報告が資料として、『北  
大法学論集』に載るのは初めてである。そこで、以下に、①経  
済法班の研究メンバー、②これまで実施された共同研究、③共  
同研究の現段階の成果(私見)を書いておきたい。最後に、④  
本号と次号に分けて連載される資料の掲載方法についてコメン  
トする。

(1) 経済法班の研究メンバー

韓国側から、孫珠瓚(元延世大学校・法科大学教授、大韓  
民国学術院会員)、朴吉俊(延世大学校・法科大学教授)、洪  
復基(延世大学校・法科大学教授)、研究協力者として、金  
賛鎮(弁護士)、李南基(公正去来委員会常任理事)が参加  
している。

日本側から、厚谷襄児(北海道大学法学部教授)、実方謙  
二(神戸学院大学法学部教授)、向田直範(北海学園大学法  
学部教授)、稗貫俊文(北海道大学法学部教授)、和田健夫(小

樽商科大学教授)が参加し、平成九年度から新たに中山武憲  
(名古屋経済大学法学部教授)が参加した。

(2) 実施された共同研究(経済法班)

(イ) 第一回のシンポジウム

平成七年一〇月一三日から一七日まで、名古屋大学にお  
いて開催した。実方謙二「日本の独占禁止法の規定の構成  
とその機能」、稗貫俊文「不公正な取引方法の規定と規制  
の内容」、朴吉俊「不公正去来の禁止について」をそれぞ  
れ報告して討論した。

(ロ) 第二回のシンポジウム

平成八年二月二五日から二九日まで、延世大学校におい  
て開催した。和田健夫「カルテル規制の現状」、向田直範「企  
業結合規制の現状」、李南基「韓国の公正去来の実務」を  
それぞれ報告して討論した。

(ハ) 第三回のシンポジウム

平成八年一〇月一九日から二三日まで、延世大学校にお  
いて開催した。向田直範「日本の景品表示規制法の改正問  
題」、和田健夫「日本の事業者団体活動規制の現状と問題」、  
孫珠賛「公正去来法第五次改正について(中間報告)」を  
それぞれ報告して討論した。

(二) 第四回のシンポジウム

平成九年二月一〇日から一五日まで、札幌市内のホテルと北海道大学において開催した。孫珠賛「公正去来法第五次改正について」、洪復基「韓国の公正去来法と大規模企業集団の規制」、厚谷襄児「日本における最近の企業結合規制の動向」をそれぞれ報告して討論した。

(ホ) 第五回のシンポジウム(予定)

平成九年七月二〇日から二三日まで、札幌市内のホテルで行う。朴吉俊「韓国における下請け取引の公正化に関する法律」、裨貫俊文「日本の独占禁止法と技術取引」、李南基「公正去来法と事業者団体」の各報告が予定されている。

(三) 共同研究の現段階の成果(私見)

国際共同研究に参加する日韓の経済法学者は、共同研究を開始して以来、それぞれの国の独占禁止法の歴史と現状に関心を深めてきた。日韓の独占禁止法の運用の歴史は一見すると似ている。欧米の法文化の所産である独占禁止法を継受したという意味で、国家主導の後発の工業国として「助成や規制の少ない自由な経済」の経験をもたない市場を対象にしたという意味で、さらに法継受の後に相応の変質を経験しているという意味で、似ているといえる。

しかし、にもかかわらず、敗戦後に、財閥解体を経て独占禁止法を制定した日本と、戦後に血縁で結び付いて形成された財閥群が存在するなかで遅れて一九八〇年に「独占規制及び公正去来に関する法律」を制定した韓国とは、独占禁止政策の役割に対する期待が異なる。それに応じて経済法班の日韓メンバーの関心も異なる。たとえば、近時の日本の持株会社解禁論は、韓国の共同研究者の強い関心(警戒心といってもいい)を呼んだ。他方、日本の独占禁止法研究者は、五度目の改正を経た、韓国の財閥Ⅱ大規模企業集団に対する公正去来法の規制の体系的及び法技術的な進展に関心を寄せている。

実務的な関心が優先するため、東アジア法文化圏における日韓の共通性と異質性という観点からの議論は十分ではない。あえて言えば、独占禁止法制を受容するプロセスで変質を余儀なくされた部分に、したがって立法過程や法運用で独占禁止政策の後退した部分に、東アジア法文化圏としての共通性があるかもしれない。しかし、私たち(日本側)は殆どが、独占禁止法の研究者であり、東アジア法思想史の知識を基礎に法文化論を論じる素養はない。当面の実務的な課題に関心が傾くのは仕方がない。

経済法班の研究は、新たな問題意識を生み出す可能性がある。独占禁止政策の国際的な調和の可能性という問題意識である。そのような課題を実現する前提として、独占禁止法の執行力を測定することが必要である。一九九六年のOECD経済局の報告書は、各国の独占禁止法の執行力を測定することは容易ではないと指摘する。しかし、他方で、独占禁止法の実体規定の内容、適用除外とされる事業分野・事業活動の範囲、違反摘発件数などにより、また執行当局の予算規模や事務局のスタッフ数により、執行力を一応測定できるとしている。このような国際比較の方法の確立が、敢えていえば二国間だけの法制度の比較を越えて、より広い国際的な観点からの比較を可能とさせるだろう。

#### (4) 資料の掲載形式についてのコメント

私共の共同研究は、日韓それぞれの独占禁止法制の知識を共有する作業から始めた。また、共同研究は、前述のように、法実務的なレベルに関心が傾斜している。そのため、シンポジウムの個々の報告は独立した意義をもつが、シンポジウム単位で諸報告を一括する意義は乏しい。そこで、第一回から第四回シンポジウムのなかで日本側にとって関心の強かった韓国側の報告、日本側の報告でも資料的価値があると思う報

告を掲載することにした。

ただ、今回の掲載の形式は、「北大法学論集」編集委員会の格別なご理解によるものであることを付言しておきたい。この種の企画は一括して掲載するというのが編集委員会の従来からの方針であった。今回は、事情があり、孫先生の報告「一九九六年韓国『公正去来（取引）に関する法律』の改正『五次』（本誌二号）を先行させ、和田教授の報告『日本におけるカルテル規制』（同三号）とは分けて連続掲載させていただくことにした。従来の編集方針とは反するが、日韓の友好的な研究の推進のため、ご了承いただいた。今後掲載するときは、一括して掲載するように務めたい。

（文責 稗貫俊文）